

運 営 規 程

2025年6月1日

事業所名	グループホーム コスモス松川 1階
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護

1. 事業の目的・運営方針

家庭での生活が困難になった認知症高齢者に対し、小規模で家庭的な環境の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の共同生活上での世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを目的とする。

2. 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名（常勤）

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

② 計画作成担当者 1名（常勤）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。また介護従事者を兼務することがある。

③ 介護看護職員 5名以上

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

④ 事務 1名（介護職と兼務）

事務職は日常の請求業務などを行う。

3. 利用定員

グループホーム コスモス松川1階の利用定員は、1ユニット9名とする。

4. サービスの提供方法及び内容

① 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。

② 利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。

③ 計画作成担当者が、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境をふまえて、援助の目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した介護計画を作成し、それに基づき漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

④ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

- ⑤ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。
- ⑥ 当グループホームは自らそのサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- ⑦ 介護予防サービスについては、軽度者の状況を踏まえつつ、自立支援の観点に立った効果的・効率的なサービス体系を構築し、目標指向型のサービス提供を行う。

5. 利用料及びその他の費用

本事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

① その他の利用料

食材料（朝食：¥400 昼食：¥600 夕食：¥600）	日額	1, 6 0 0 円
おむつ		実費
理美容		実費
その他日常生活費		実費

② 家賃等

家賃・光熱水費（電気・水道等）・燃料費（ガス・灯油等）	日額	2, 5 0 0 円
-----------------------------	----	------------

6. 入居に当たっての留意事項

要介護者であって認知症の状態にある者のうち、少人数による共同生活に支障のない者を対象とする。従って、痴呆に伴って著しい精神症状を呈する人及び著しい行動異常がある人、認知症の原因となる疾患が急性の状態にある人などは入居できない。

7. 非常災害対策・感染対策

- ① 予防管理組織を置き、自主点検、検査を実施する。
- ② 建物等の自主検査を実施する。
- ③ 消防用設備の点検
- ④ 自衛消防組織を編成し職員全てが消防設備等の使い方に周知しなければならない。
- ⑤ 火災が発生した場合、直ちに消防機関へ連絡するとともに初期消火活動に主眼をおき活動する、また入居者の安全避難もあわせて行う。
- ⑥ 夜間における火災はただちに消防署へ通報するとともに、他の在籍職員に火災の発生を知らせ、初期消火、入居者の避難を行う。
- ⑦ 非常災害に対処する具体的実施計画を立て、所轄消防機関と連絡し、避難・救出及び防火に対する訓練を随時行うこと。
- ⑧ 近隣地区の防災会との連携を密にし、非常時の相互の応援体制を確立すること。

8. 業務継続計画（感染症 BCP・災害用 BCP）

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体勢で早期の業務再開を図る為の計画（感染症 BCP・災害用 BCP）を策定する。
- ② 当該業務改善計画に従い必要な措置を講じる。
- ③ 感染症委員会を設置し 3 月に 1 回以上開催を行う。
- ④（感染症 BCP・災害用 BCP）は 1 年に 1 回見直し改定を行う。
- ⑤（感染症 BCP・災害用 BCP）に従い、職員に対し年 2 回研修を実施する。

9. 高齢者虐待防止の推進及び身体拘束の適正化

- ① 利用者の人権の擁護、虐待の防止等を推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じる。
- ② 身体拘束の適正化を図るための措置を講じる。
- ③ 虐待防止の指針・身体拘束等の適正化のための指針を策定する。
- ④ 虐待防止・身体拘束廃止委員会の設置を行い 3 月に 1 回以上開催を行う。
- ⑤ 虐待防止・身体拘束の適正化のための研修を職員に対し年 2 回実施する。

10. 生産性向上推進

- ① 介護現場における生産性向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置する。
- ② 生産性向上委員会の設置を行い 3 月に 1 回以上開催を行う。

11. 協力医療機関等

- ① 下伊那赤十字病院
- ② クリニックコスモス松川
- ③ 下伊那厚生病院
- ④ 宮澤歯科医院
- ⑤ 米山歯科医院
- ⑥ 北原歯科医院

12. その他運営に関する重要事項

- ① 週 1 回、管理者を中心として介護職員全員で打ち合わせを行うこと。
- ② 利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援を行うこと。
- ③ 利用者の食事その他の家事などは、原則として利用者と介護職員共同で行うこと。
- ④ 介護職員は、利用者が日常生活を営む上で必要な、行政機関に対する手続き等について協力援助を行うこと。
- ⑤ 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を

確保するよう努めること。

- ⑥ 2ヶ月に1回以上利用者の家族や地域の関係者、市町村又は地域包括支援センターの職員等を含めた「運営推進会議」を開き活動状況を報告、評価を受けること。

10. 事故発生時の対応

利用者が安心して施設サービスの提供を受けられるよう、当施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県市町村及び当該利用者の家族等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

- 付則1. この運営規定は、平成17年4月 1日より施行する。
- 付則2. この運営規定は、平成18年4月 1日より施行する。
- 付則3. この運営規定は、平成26年4月 1日より施行する。
- 付則4. この運営規定は、平成27年4月 1日より施行する。
- 付則5. この運営規定は、令和 2年4月 1日より施行する。
- 付則5. この運営規定は、令和 2年4月 1日より施行する。
- 付則6. この運営規定は、令和 6年4月 1日より施行する。
- 付則7. この運営規定は、令和 7年6月 1日より施行する。